

# 償却資産(固定資産税)申告の手引

## 宮崎県 高原町

えびの市観光イメージキャラクター みなほ



高原町マスコットキャラクター はるちゃん



小林市観光イメージキャラクター こすモ～



**令和8年度申告書の提出期限 2月2日まで**

### お知らせ

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、高原町役場税務会計課です。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、毎年1月31日です。  
(提出期限が土日祝日の場合は、その翌開庁日が期限になります。)  
**◎令和8年度申告書提出期限は、2月2日（月曜）です。**  
期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄に  
その旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年内に資産の増減がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。**
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合は、あて先として使用できるラベルを裏表紙に印  
刷してありますので、切り取ってご利用ください。

### もくじ

I	償却資産とは	2～4ページ
II	償却資産の申告について	5～12ページ
III	申告書類の作成方法	13～18ページ
IV	償却資産の課税について	19～20ページ

※この手引は、西諸市町(小林市・えびの市・高原町)  
共通の内容で作成しています。

平成27年10月 作成  
令和7年10月 改訂

# I 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税が課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在の償却資産の保有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。不申告や虚偽の申告、検査の拒否等があった場合は、過料や延滞金、懲役刑や罰金刑の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

## 1 資産の種類ごとの主な償却資産

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために使用できる状態の構築物・機械・器具・備品等が対象になります。

資産の種類		主な償却資産
第1種	構築物	駐車場の舗装、門、塀、庭園・緑化施設、屋上看板等の広告設備、独立キャノピー、畜舎、堆肥舎、その他土地に定着した土木設備、看板、フェンス 等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、浄化槽、内装・内部造作 等（詳しくは8、9ページ参照）
第2種	機械及び装置	工作機械・土木機械・印刷機械等の各種産業用機械、クレーン車等大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09」「000~099」のもの）、駐車場機械装置、厨房機器、太陽光発電設備 等
第3種	船舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけ 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99」「900~999」のもの）、台車 等
第6種	工具、器具及び備品	机、いす、パソコン、プリンター、テレビ、応接セット、ルームエアコン、冷蔵庫、金庫、自動販売機、陳列ケース、カラオケ機器、理・美容機器、医療機器等の備品、ドリル・金型等の工具 等

## 2 申告が必要な資産

毎年 1 月 1 日現在事業のために使用できる状態にある資産のうち、次の（1）および（2）の要件を満たす資産です。

（1） 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

◎次のような資産も事業のために使用できる状態であれば、申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後、1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価格が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産

（2） 耐用年数が 1 年以上で、個人の場合は 1 個または 1 組あたりの取得価格が 10 万円以上の資産。法人の場合は、10 万円未満でも税務会計上資産として計上し、個別に減価償却している資産

取得価格	個別に減価償却している資産	中小企業等の少額減価償却資産特例	3 年間一括償却	一時に損金算入
10 万円未満				申告不要
10 万円以上 20 万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	
20 万円以上 30 万円未満				
30 万円以上				

※ 法人税法第 64 の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項の規定に該当するリース資産（20 万円未満）は申告不要です。

### 3 申告が不要な資産

- ア 自動車税、軽自動車税の課税客体となる自動車等
- イ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興用のものは申告が必要です。）
- ウ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権等）
- エ 繰延資産（開業費、開発費等）
- オ 棚卸資産（商品、貯蔵品、原材料等）
- カ 書画・骨とう（複製等装飾的な目的に使用しているものは申告が必要です。）

### 4 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
事務所	駐車場舗装、造作費（借用事務所含む）、事務机・いす、応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、テレビ、タイムレコーダー、金庫、看板 等
農・畜産業	畜舎、堆肥舎・発酵舎、歩行型トラクター、歩行型コンバイン、わら処理カッター、刈取機（バインダー含む）、プラウ・ハロー・ブロードキャスター等の農耕トラクターに装着するアタッチメント、飼料裁断機、自動給餌機・給水機、搾乳機 等
建設業	大型特殊自動車（ユンボ、ブルドーザー、タイヤショベル、クレーン車（1ページ参照）、トランシット、ラインマーカー、看板 等
不動産貸付業	駐車場舗装、受変電設備、塀、フェンス、駐車料金精算機、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備、ルームエアコン 等
医療・薬局業	駐車場舗装、自家発電設備、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、手術機器、検査機器、歯科診療ユニット、ベッド、薬品棚 等
小売業	駐車場舗装、受変電設備、看板、照明設備、自動販売機、レジスター、陳列棚・陳列ケース、冷蔵庫・冷凍庫、電子秤、肉切断機 等
ガソリン給油所	構内舗装、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、地下タンク、POSシステム、消火器、洗車機、検査工具、独立キャノピー 等
自動車修理業	路面舗装、リフト、ジャッキ、旋盤、チェーンブロック、オイルクリーナー、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装設備、溶接機 等
飲食業	駐車場舗装、看板、造作費（借用店舗含む）、レジスター、カウンター、机・いす、厨房機器、冷蔵庫・冷凍庫、タオル蒸器、製麺機、自動販売機、テレビ、ルームエアコン、カラオケ機器、室内装飾品 等
理・美容業	駐車場舗装、看板、理・美容いす、パーマ器、湯沸器、サインポール 等
遊技業	駐車場舗装、看板、照明設備、受変電設備、パチンコ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケセット、接客用家具 等
発電業	事業用の風力・水力・バイオマス・太陽光発電設備 等

## II 債却資産の申告について

### 1 申告が必要な方

工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、1月1日現在に債却資産を所有している方です。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 債却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持ち分に応じて個別に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

### 2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（債却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定に該当するリース資産で、取得価格が20万円未満の資産は申告不要です。

### 3 提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

- ① 債却資産申告書
- ② 種類別明細書（前年中に資産の増減がない場合でも、必ず提出してください。）

（2）該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ア 課税標準の特例がある場合・・・課税標準特例該当届出書  
    事実を証明する書類
- イ 非課税資産がある場合・・・非課税申告書、事実を証明する書類
- ウ 短縮耐用年数を適用した場合・・・国税局長の承認通知書（写）
- エ 増加償却をした場合・・・税務署長への届出書（写）
- オ 減免該当資産がある場合・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

## 4 eLTAX により申告される場合

### (高原町では全資産申告となります)

eLTAX により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)

現在高原町内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"><li>種類別の資産数量を必ず件数欄に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計)</li><li>前年前取得、課税標準の特例および取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず備考欄に記載してください。</li></ol>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"><li>減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。</li><li>資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。</li><li>前年前取得、課税標準の特例、取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず摘要欄に記載してください。</li></ol>

## 5 企業の電算処理により申告される場合

### (高原町では全資産申告となります)

電算処理により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)

現在高原町内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"><li>種類別の資産数量を必ず備考欄等に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計)</li><li>評価額、決定価格、課税標準額を必ず記載してください。</li></ol>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"><li>次の項目は必ず記載してください。 「資産種類」「資産の名称」「数量」「取得年月」「取得価格」「減価残存率」「耐用年数（改正耐用年数も含む）」「価格」「特例率（該当がある場合）」「増加事由」</li><li>評価額は、19ページを参照のうえ算出してください。</li><li>税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前および改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。</li><li>減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。</li><li>資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。</li></ol>

## 6 提出期限

**毎年1月31日です。**（提出期限が土日祝日の場合は、翌開庁日が期限になります。）

◎令和8年度申告書提出期限は**2月2日（月曜）**です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。

## 7 提出先

**高原町役場税務会計課にご提出ください。**（ファックスによる申告は受け付けておりません。）

・高原町役場 税務会計課 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

◎受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

◎郵送、電子申告でも受け付けています。

**郵送で申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**切手を貼った返信用封筒がない場合は、返送できませんので、あらかじめご了承ください。

## 申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!!

平成26年9月から、eLTAXが更に便利になりました！

■利用届出（新規）を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。

■PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取込による申告書の作成が可能です。

エルタックス

**eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！**

○ホームページ：<http://www.eltax.lta.go.jp/>

○電話 : 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合 : 03-6745-0720

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

## 8 非課税および課税標準の特例について

### (1) 非課税となる資産

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の非課税措置があります。ただし、固定資産を有料で貸し付けている場合は、その所有者に固定資産税が課税されます。

【例】国・都道府県・市町村等が所有する固定資産

学校法人等が設置する教育用固定資産

社会福祉法人等が老人福祉施設・障害者支援施設等の用に供する固定資産

### (2) 課税標準の特例が適用される資産の例

地方税法第349条の3および同法附則第15条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の軽減措置があります。

根拠規定		特例対象資産【例】	特例率	添付書類
条	項号			
地方税法 第349条の3	第3項	農協、中小企業等共同組合 等の共同利用設備	3年間 1/2	事実を証明する書類（写）
附則第15条	第2項 各号	汚水または廃液の処理施設 <b>※わがまち特例</b>	1/3	特定施設設置届出書（写）
		ごみ処理施設	1/2	一般（産業）廃棄物処理施設設置許 可書等（写）
		一般廃棄物最終処分場	2/3	
		産業廃棄物処理施設	1/3	
		下水道除害施設 <b>※わがまち特例</b>	3/4	除害施設新設等届出書（写）
	第25項 各号	風力発電設備(20kW以上) <b>※わがまち特例</b>	3年間 2/3	再生可能エネルギー発電設備認定 通知書（写）、電力受給契約書（写）
		風力発電設備(20kW未満) <b>※わがまち特例</b>	3年間 3/4	
	第43項	中小企業等先端設備（令和 7年4月1日以降の取得） ※従業員の賃上げ率に応じ て以下の特例率となりま す。		先端設備等導入計画認定書（写）、 工業会等の設備証明書（写） 賃上げ方針を表明したことを証す る書類（写）
		1.5%以上の賃上げ方針の 表明	3年間 1/2	
		3%以上の賃上げ方針の 表明	5年間 1/4	

## 9 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条および高原町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

## 10 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条および第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力ををお願いします。なお、検査拒否された場合は、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡って修正することもあります。過年度分において追徴課税となった場合は、通常の納期とは異なり納期は1回となります。

その際はご了承ください。

## 11 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

### (1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

#### ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次のページを参照）

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの  
または独立した機器としての性格の強いもの  
家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋  
の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生  
設備、消火設備、空調設備 等

#### イ 特定の生産または業務用の設備の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、  
照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス・給排水  
配管等、照明設備等およびその附属設備は、償却資産となります。

### (2) 貸借人等の方が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産（特定付帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業  
を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、  
内壁、天井、床等の仕上げ、配線、配管等（特定付帯設備）は、テナントの方が  
償却資産として申告してください。（地方税法第343条第10項）

(3) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容【例】	家屋と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	電灯コンセント設備、照明器具設備		◎		◎
	電灯コンセント設備、	屋内設備一式	○			◎
	照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水・衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	厨房設備	飲食店・ホテル・病院・社員寮等の厨房設備		◎		◎
	その他	冷凍・冷蔵倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、看板、機械式駐車設備等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎
発電設備	太陽光発電設備	屋根材自体が太陽光パネルになっているもの	○			◎
		屋根材の上に太陽光パネルを設置しているもの		◎		◎
		架台、パワーコンディショナー、接続・表示ユニット等		◎		◎

## 12 所得税・法人税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点があるため、ご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (国税の旧定率法と同じ)	【H19.3.31以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択 (建物については、旧定額法) 【H19.4.1以降取得】 定率法、定額法等の選択 (建物については、定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (注1)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価格の5% (注2)	1円(備忘価格)
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を別々に評価) (注3)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満または取得価格が10万円未満の資産)	一時の損金または必要経費に算入したものは課税対象外 (注4)	一時の損金算入が可能または必要経費に算入する(所得税法施行令第138条または法人税法施行令第133条)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金または必要経費に算入したものは課税対象外 (注5)	3年間で損金または必要経費に算入が可能(所得税法施行令第139条または法人税法施行令第133条の2)
即時償却資産 (中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象です (注6)	取得価格に相当する額を損金または必要経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価格としてください。

(注2) 平成19年度改正により、国税における最低評価額の取扱いは、それまでの「取得価格の5%」から「1円」に変わりましたが、固定資産評価基準は改正されませんでした。そのため、固定資産税の最低評価額は「取得価格の5%」となっています。

(注3) 平成19年度改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

**(注4)** 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は  
**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数  
を記入のうえ申告してください。

**(注5)** 法人または個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、  
その場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じ  
た耐用年数を記入のうえ申告してください。

**(注6)** 中小企業者に該当する法人または個人の方が、平成15年4月1日から平成28年3月  
31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金または  
必要経費に算入することができます(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。  
ただし、取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1  
日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

**固定資産税（償却資産）は、この規定により損金または必要経費に算入された減価償  
却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入  
のうえ申告してください。

## 13 国税資料等の閲覧について

高原町では地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類  
について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、高原町への申告内容に差異が見  
受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願  
いします。なお、調査の結果により過年度に遡って賦課決定を行う場合もありますので、  
あらかじめご了承ください。

### III 申告書類の作成方法

#### 1 作成の単位

資産の所在する市区町村ごとに「償却資産申告書」「種類別明細書」を作成してください。高原町内に2ヶ所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

#### 2 作成していただく書類

次の注意事項にしたがって作成してください。

作成書類	注意事項
償却資産申告書	以下の場合は、その旨を「18 備考」欄に必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・資産がない場合 → 「資産なし」</li><li>・資産に増減がない場合 → 「増減なし」</li><li>・廃業、解散等した場合 → 「令和〇年〇月〇日 廃業、精算結了」</li><li>・取得年月、取得金額、耐用年数を修正した場合</li></ul>
種類別明細書	<b>1. 資産内容が印字されていない場合（記入例1）</b> 毎年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 <b>2. 資産内容が印字されている場合（記入例2）</b> 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を、 <u>赤字で加除修正</u> してください。

#### 3 申告していただく事項

##### （1）取得価格

取得価格とは、償却資産を取得するために支出したすべての金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、整地費用その他、その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価格の算出方法は、所得税または法人税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価格が30万円未満の資産については、所得税および法人税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の固定資産税の取扱いについては、2ページ、10ページをご覧ください。

## （2）耐用年数

耐用年数は、所得税または法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には、次の3種類があります。

- ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。（◎基本的にこの耐用年数となります。）
- イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数・・・所得税法または法人税法の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

### 耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

## （3）その他

所在・種類・数量・取得年月・その他償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書および種類別明細書記入例（14～17ページ）を参考に記入してください。

①～⑯の内容を記入してください。

記入例1 償却資産申告書

※初めて申告される方の記入方法  
(申告書に氏名等が印字されていない場合)

受付印		令和 年 月 日	889-4492	8 年度	個人は12桁、法人は13桁のマイナンバーを記入してください。	所有者コード
住所 又は納税通 知書送付先		1 高原町大字西麓899番地		3 個人番号又 は法人番号	1234567	8短縮耐用年数の承認 有・無
所有者 法人にあって はその名称 及び代表者の 氏名		2 高原 次郎		4 事業種目 (資本金等の額) 5 事業開始 年月 0984-42-2113	9増加償却の届出 （） 5 令和7年6月	9増加償却の届出 （） 10非課税該当資産 （） 11課税標準の特例 （） 12特別償却又は圧縮記帳 （） 13税務会計上の償却方法 （） 14青色申告 （）
資産の種類 前年前に取得したもの		1 構築物		6 この申告に応 答する者の姓 および氏名 7 税理士等の 氏名 （屋号）	10 ① 高原町大字西麓899番地 （） 11 ② 事業所等資産 （） 12 ③ 貸主の住所等 （） 13 ④ 有・無 （）	10 ① 高原町大字西麓899番地 （） 11 ② 事業所等資産 （） 12 ③ 貸主の住所等 （） 13 ④ 有・無 （）
7 合計		1 構築物 2 機械及び装 置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運 搬具 6 工具、器具 及び備品		14	15市内における 事業所・資産の所在地 をすべて記入してください。	15市内における 事業所・資産の所在地 をすべて記入してください。
					16借用資 （） 17事業用家屋の所有区 （） 18備考(添付書類等) （）	16借用資 （） 17事業用家屋の所有区 （） 18備考(添付書類等) （）
					19	19
					20	20
					21	21
					22	22
					23	23
					24	24
					25	25
					26	26
					27	27
					28	28
					29	29
					30	30
					31	31
					32	32
					33	33
					34	34
					35	35
					36	36
					37	37
					38	38
					39	39
					40	40
					41	41
					42	42
					43	43
					44	44
					45	45
					46	46
					47	47
					48	48
					49	49
					50	50
					51	51
					52	52
					53	53
					54	54
					55	55
					56	56
					57	57
					58	58
					59	59
					60	60
					61	61
					62	62
					63	63
					64	64
					65	65
					66	66
					67	67
					68	68
					69	69
					70	70
					71	71
					72	72
					73	73
					74	74
					75	75
					76	76
					77	77
					78	78
					79	79
					80	80
					81	81
					82	82
					83	83
					84	84
					85	85
					86	86
					87	87
					88	88
					89	89
					90	90
					91	91
					92	92
					93	93
					94	94
					95	95
					96	96
					97	97
					98	98
					99	99
					100	100
					101	101
					102	102
					103	103
					104	104
					105	105
					106	106
					107	107
					108	108
					109	109
					110	110
					111	111
					112	112
					113	113
					114	114
					115	115
					116	116
					117	117
					118	118
					119	119
					120	120
					121	121
					122	122
					123	123
					124	124
					125	125
					126	126
					127	127
					128	128
					129	129
					130	130
					131	131
					132	132
					133	133
					134	134
					135	135
					136	136
					137	137
					138	138
					139	139
					140	140
					141	141
					142	142
					143	143
					144	144
					145	145
					146	146
					147	147
					148	148
					149	149
					150	150
					151	151
					152	152
					153	153
					154	154
					155	155
					156	156
					157	157
					158	158
					159	159
					160	160
					161	161
					162	162
					163	163
					164	164
					165	165
					166	166
					167	167
					168	168
					169	169
					170	170
					171	171
					172	172
					173	173
					174	174
					175	175
					176	176
					177	177
					178	178
					179	179
					180	180
					181	181
					182	182
					183	183
					184	184
					185	185
					186	186
					187	187
					188	188
					189	189
					190	190
					191	191
					192	192
					193	193
					194	194
					195	195
					196	196
					197	197
					198	198
					199	199
					200	200
					201	201
					202	202
					203	203
					204	204
					205	205
					206	206
					207	207
					208	208
					209	209
					210	210
					211	211
					212	212
					213	213
					214	214
					215	215
					216	216
					217	217
					218	218
					219	219
					220	220
					221	221
					222	222
					223	223
					224	224
					225	225
					226	226
					227	227
					228	228
					229	229
					230	230
					231	231
					232	232
					233	233
					234	234
					235	235
					236	236
					237	237
					238	238
					239	239
					240	240
					241	241
					242	242
					243	243
					244	244
					245	245
					246	246
					247	247
					248	248
					249	249
					250	250
					251	251
					252	252
					253	253
					254	254
					255	255
					256	256
					257	257
					258	258
					259	259
					260	260
					261	261
					262	262
					263	263
					264	264
					265	265
					266	266
					267	267
					268	268
					269	269
					270	270
					271	271
					272	272
					273	273
					274	274
					275	275
					276	276
					277	277
					278	278
					279	279
					280	280
					281	281

## 記入例1 種類別明細書

※初めて申告される方の記入方法  
(資産内容が印字されていない場合)

令和 8 年度 償却資産		種類別明細書												
		氏名		ページ										
行番号	資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取扱時期	耐用年数	取得価格 (円)	減価残額 (円)	本年度 評価額 (円)	特別 適用 率	特別 コード	課税標準額 (円)	本年度 異動 事由	摘要
1	1	1	事務所内装工事	1	507 9 月	10 年	6 1,200,000			7				1
2	1	1	駐車場アスファルト舗装	1	507 11 月	10 年	3,600,000			7				1
3	2	2	太陽光発電設備(細野300番地)	1	507 11 月	17 年	5,000,000			7 1/2				1
4	6	6	テレビ	3	507 11 月	5 年	900,000			7				1
5	6	6	パソコン(即時償却)	2	507 11 月	4 年	280,000			7				1
6	6	6	応接セット	1	507 11 月	8 年	180,000			7				1
7	6	6	エアコン	3	507 11 月	6 年	700,000			7				1
8		1		3	507 11 月	5 年				7				1
9		4		3	507 11 月	5 年				7				1
10		4		4	507 11 月	5 年				7				1
11		5		5	507 11 月	5 年				7				1
12		5		5	507 11 月	5 年				7				1
		6		6	507 11 月	5 年				7				1
		7		7	507 11 月	5 年				7				1
		8		8	507 11 月	5 年				7				1
		9		9	507 11 月	5 年				7				1
		10		10	507 11 月	5 年				7				1
		11		11	507 11 月	5 年				7				1
		12		12	507 11 月	5 年				7				1
		13		13	507 11 月	5 年				7				1
		14		14	507 11 月	5 年				7				1
		15		15	507 11 月	5 年				7				1
		16		16	507 11 月	5 年				7				1
		17		17	507 11 月	5 年				7				1
		18		18	507 11 月	5 年				7				1
		19		19	507 11 月	5 年				7				1
		20		20	507 11 月	5 年				7				1
		21		21	507 11 月	5 年				7				1
		22		22	507 11 月	5 年				7				1
		23		23	507 11 月	5 年				7				1
		24		24	507 11 月	5 年				7				1
		25		25	507 11 月	5 年				7				1
		26		26	507 11 月	5 年				7				1
		27		27	507 11 月	5 年				7				1
		28		28	507 11 月	5 年				7				1
		29		29	507 11 月	5 年				7				1
		30		30	507 11 月	5 年				7				1
		31		31	507 11 月	5 年				7				1
		32		32	507 11 月	5 年				7				1
		33		33	507 11 月	5 年				7				1
		34		34	507 11 月	5 年				7				1
		35		35	507 11 月	5 年				7				1
		36		36	507 11 月	5 年				7				1
		37		37	507 11 月	5 年				7				1
		38		38	507 11 月	5 年				7				1
		39		39	507 11 月	5 年				7				1
		40		40	507 11 月	5 年				7				1
		41		41	507 11 月	5 年				7				1
		42		42	507 11 月	5 年				7				1
		43		43	507 11 月	5 年				7				1
		44		44	507 11 月	5 年				7				1
		45		45	507 11 月	5 年				7				1
		46		46	507 11 月	5 年				7				1
		47		47	507 11 月	5 年				7				1
		48		48	507 11 月	5 年				7				1
		49		49	507 11 月	5 年				7				1
		50		50	507 11 月	5 年				7				1
		51		51	507 11 月	5 年				7				1
		52		52	507 11 月	5 年				7				1
		53		53	507 11 月	5 年				7				1
		54		54	507 11 月	5 年				7				1
		55		55	507 11 月	5 年				7				1
		56		56	507 11 月	5 年				7				1
		57		57	507 11 月	5 年				7				1
		58		58	507 11 月	5 年				7				1
		59		59	507 11 月	5 年				7				1
		60		60	507 11 月	5 年				7				1
		61		61	507 11 月	5 年				7				1
		62		62	507 11 月	5 年				7				1
		63		63	507 11 月	5 年				7				1
		64		64	507 11 月	5 年				7				1
		65		65	507 11 月	5 年				7				1
		66		66	507 11 月	5 年				7				1
		67		67	507 11 月	5 年				7				1
		68		68	507 11 月	5 年				7				1
		69		69	507 11 月	5 年				7				1
		70		70	507 11 月	5 年				7				1
		71		71	507 11 月	5 年				7				1
		72		72	507 11 月	5 年				7				1
		73		73	507 11 月	5 年				7				1
		74		74	507 11 月	5 年				7				1
		75		75	507 11 月	5 年				7				1
		76		76	507 11 月	5 年				7				1
		77		77	507 11 月	5 年				7				1
		78		78	507 11 月	5 年				7				1
		79		79	507 11 月	5 年				7				1
		80		80	507 11 月	5 年				7				1
		81		81	507 11 月	5 年				7				1
		82		82	507 11 月	5 年				7				1
		83		83	507 11 月	5 年				7				1
		84		84	507 11 月	5 年				7				1
		85		85	507 11 月	5 年				7				1
		86		86	507 11 月	5 年				7				1
		87		87	507 11 月	5 年				7				1
		88		88	507 11 月	5 年				7				1
		89		89	507 11 月	5 年				7				1
		90		90	507 11 月	5 年				7				1
		91		91	507 11 月	5 年				7				1
		92		92	507 11 月	5 年				7				1
		93		93	507 11 月	5 年				7				1
		94		94	507 11 月	5 年				7				1
		95		95	507 11 月	5 年				7				1
		96		96	507 11 月	5 年				7				1
		97		97	507 11 月	5 年				7				1
		98		98	507 11 月	5 年				7				1
		99		99	507 11 月	5 年				7				1
		100		100	507 11 月	5 年				7				1
		101		101	507 11 月	5 年				7				1
		102		102	507 11 月	5 年				7				1
		103		103	507 11 月	5 年				7				1
		104		104	507 11 月	5 年				7				1
		105		105	507 11 月	5 年				7				1
		106		106	507 11 月	5 年				7				1
		107		107	507 11 月	5 年				7				1
		108		108	507 11 月	5 年				7				1
		109		109	507 11 月	5 年				7				1
		110		110	507 11 月	5 年				7				1
		111		111	507 11 月	5 年				7				1
		112		112	507 11 月	5 年				7				1
		113		113	507 11 月	5 年				7				1
		114		114	507 11 月	5 年				7				

①～⑯の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱書きで抹消し、朱書きで修正してください。

## 記入例2 償却資産申告書

※前年度以前に申告された方の記入方法  
(申告書に氏名等が印字されている場合)

令和 年 月 日	889-4492	令和 年 月 日	8 年度	個人番号又 は法人番号		3	個人番号又 は法人番号	3	3短縮耐用年数の承認	有・無
1 住所 又は納税通 知書送付先		1 住所 又は納税通 知書送付先		4 事業種目 (資本金等の額)		4	不動産賃貸、管理業 ( 百万円 3 )	9増加償却の届出	有・無	
所有者 法人にあって はその名称 及び代表者の 氏名		所有者 法人にあって はその名称 及び代表者の 氏名		5 事業開始 年月		5	平成27年2月	10非課税該当資産 ( 百万円 3 )	有・無	
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装 置		資産の種類 1 構築物 2 機械及び装 置		6 この申告に応 答する者の姓 および氏名		6	たかほ- 電話 0984-42-2112	11課税標準の特例 12特別償却又は圧縮記帳	有・無	
3 船舶		3 船舶		7 税理士等の 氏名		7	はるちゃん 電話 0984-42-2113	13税務会計上の償却方法 14青色申告	定率法・定額法 有・無	
4 航空機		4 航空機		8 申告したもの (イ) 前年中に減 少したもの (ハ) 申告したもの (イ)-(ハ)		8	15市内における 事業所等資産 の所在地	16借用資 (有・無)	17事業用家屋の所有区 18備考(添付書類等) (イ)	
5 車両及び運 搬具		5 車両及び運 搬具		9 申告したもの (イ) 前年中に減 少したもの (ハ) 申告したもの (イ)-(ハ)		9	15市内における 事業所等資産 の所在地	10 11 12 13 14 15 16 17 18	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 288 289 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 488 489 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 997 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1497 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1597 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1697 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703	

①～⑨の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、朱書きで修正してください。

## 記入例2 種類別明細書

※前年度以前に申告された方の記入方法  
(資産内容が印字されている場合)

令和 8 年度 償却資産 種類別明細書		高原 花子		所有者コード		9876543										
行番号	資産番号	種類	(名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	面積 (円)	残存率	評価額 (円)	本年度評価額 (円)	特例適用	特例コード	課税標準額 (円)	本年度課税標準額 (円)	異動事由	摘要
1	1 コンクリート舗装	2	1 受委電設備	1	418 年 月	9 年 15	6 1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7	1/2	2,000,000	2,000,000	272,127	取得価格 訂正
2	2 太陽光発電設備 (細野300番地)	3	6 コビ一機	1	418 年 月	11 年 15	2,500,000	0.858	2,500,000	2,500,000	7	1/2	5,000,000	5,000,000	1,783,381	課税標準の 特例あり
4	6 コビ一機	5	6 コビ一機	1	430 年 月	11 年 17	5,000,000	0.934	5,000,000	5,000,000	7	1/2	800,000	800,000	6年7月 廃棄	【特例適用率】 課税標準の特例を受ける資産がある場合は、 特例率を記入してください。
6	6 応接セット	7	6 パソコン(即時償却)	1	506 年 月	12 年 5	5 1,000,000	5 1,000,000	5 1,000,000	5 1,000,000	7	1/2	400,000	400,000	1 申告もれ	【異動事由】 該当する異動事由コードを記入してください。 3または13の場合、摘要欄に記入してください。4または14 先の所在地を記入してください。5または14 の場合、摘要欄に理由を記入してください。
8	6 パソコン(即時償却)	9	9 種類	1	507 年 月	11 年 4	4 280,000	4 280,000	4 280,000	4 280,000	3	1/2	4 5	4 5	1 申告もれ	【摘要】 非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用 している資産、増加償却を行っている資産等について、その旨表示してください。 資産の価格(決算)について必要な事項がある場合や、資産が増加した 事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。
10	1 橋梁物	10	【種類】 以下の数字で記入してください。 1 橋梁物(建物附属設備含む) 2 機械及び装置	1	507 年 月	11 年 4	4 5	4 5	4 5	4 5	3	1/2	4 5	4 5	1 申告もれ	【取得時期】 4 平成 5 令和 (例)令和7年9月 の場合は、 「50709」
11	2 機械及び装置	11	4 航空機	1	507 年 月	11 年 4	5 車両及び運搬具	5 車両及び運搬具	5 車両及び運搬具	5 車両及び運搬具	4	1/2	6 工具、器具及び備品	6 工具、器具及び備品	1 申告もれ	【耐用年数】 所持税及び法人税の法定期耐用年数を記入 してください。
12	3 船舶	12	5 車両及び運搬具	1	507 年 月	11 年 4	6 工具、器具及び備品	6 工具、器具及び備品	6 工具、器具及び備品	6 工具、器具及び備品	5	1/2	6 工具、器具及び備品	6 工具、器具及び備品	1 申告もれ	【耐用年数】 所持税及び法人税の法定期耐用年数を記入 してください。
															1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	
															11. 先却 喪失の場合	
															12. 減失	
															13. 移動	
															14. その他	
															41. 一部増加 修正の場合	
															42. その他訂正 修正の場合	

## IV 償却資産の課税について

### 1 納税義務者

毎年賦課期日（1月1日）現在に償却資産を所有する方が納税義務者となります。

### 2 課税標準、税率、免税点等

#### （1）課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（評価額）になります。

（7ページの課税標準の特例が適用されるものは、適用後の額）

#### （2）税率

固定資産税の税率は、1.4%です。

#### （3）税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額×税率1.4%

#### （4）納期限

第1期（5月31日） 第2期（7月31日）

第3期（11月30日） 第4期（2月28日）

※納期限が土日祝日の場合は、翌開庁日となります。

#### （5）免税点

高原町内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

### 3 評価額の計算方法

固定資産評価基準に基づき、申告していただいた資産の取得時期・取得価格・耐用年数を基本にして計算します。

#### ア 取得後1年目の計算（固定資産税は、一律半年分を減価償却します。）

評価額＝取得価格 ×  $(1 - r / 2)$

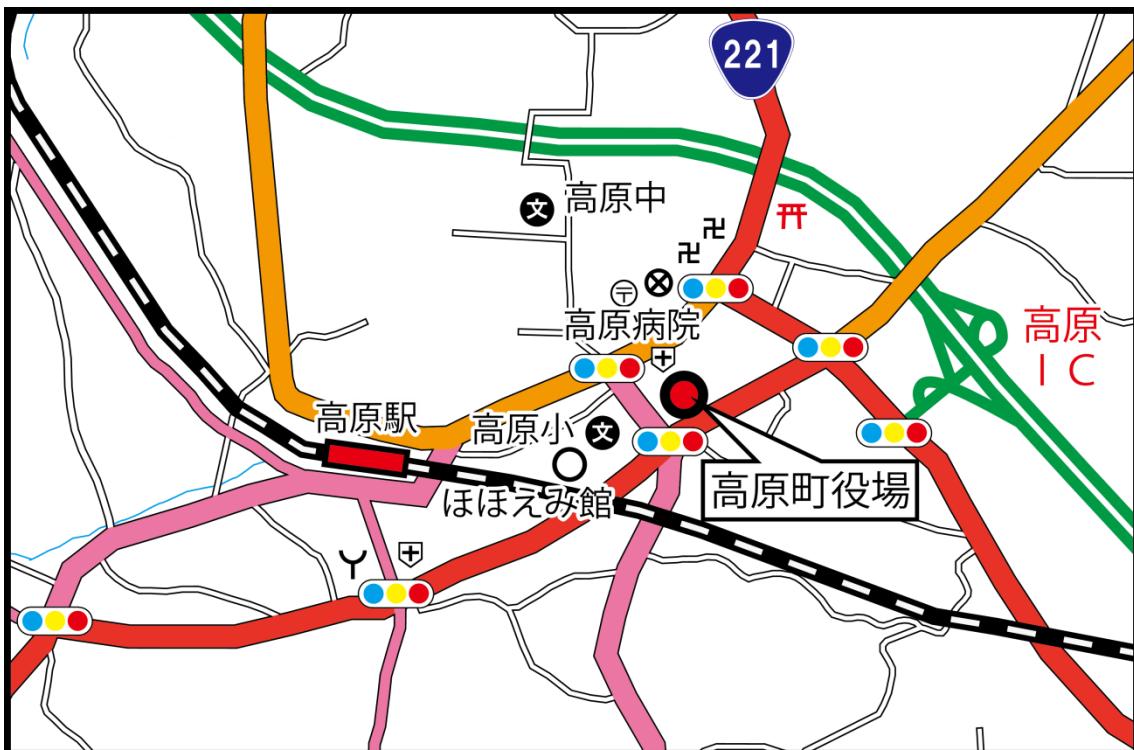
#### イ 取得後2年目以降の計算

評価額＝前年度の評価額 ×  $(1 - r)$

※rは、耐用年数に応じた定率法による年間減価率

計算した結果、評価額が取得価格の5%に満たない場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

## 高原町役場アクセスマップ



高原町ホームページアドレス

<http://www.town.takaharu.lg.jp/>

**税務会計課**

高原町役場 1階

TEL : 0984-42-2113 FAX : 0984-42-4623

E-mail : zeimukaikei@town.takaharu.lg.jp

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

高原町役場 税務会計課 課税係 行



郵送で提出される際に、  
切り取ってご利用ください!!